

70歳未満の方  
必見!

# 自分や家族が入院したら 「限度額適用認定証」を すぐに申請しよう

高額療養費制度を利用するなら  
「限度額適用認定証」が便利

もうすぐ入院するんだけど、入院費の支払いが心配だわ。入院となると高額になるしね。



それなら、**入院前か、入院してすぐに『限度額適用認定証』**の申請をしておいた方が安心だよ!

『限度額適用認定証』?  
どうすればいいの?



加入している健康保険の窓口  
に申請して、『**限度額適用認定証**』  
を発行してもらうのよ。それを  
病院に提示すると、ひと月の  
医療費を自己負担限度額に軽減  
する事ができるの。

知らなかった!  
それは助かる!  
早速、申請するわ!

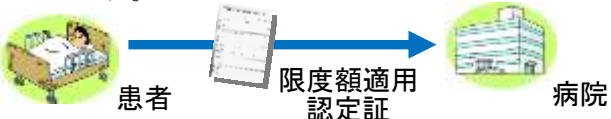


病気や怪我などで医療費の負担が大きくなった時のために、健康保険には「**高額療養費制度**」があります。

①入院や手術などで高額な医療費がかかることが分かっている場合には、まず、「**限度額適用認定証**」の申請をしましょう。



②発行された「**限度額適用認定証**」と保険証を病院に提示しましょう。提示すれば支払う医療費が高額療養費制度の自己負担限度額までとなります。



支払う医療費を軽減する事ができ、あとから払い戻しを申請する手間もかかりません。

すでに入院してしまっている場合でも、すぐに「**限度額適用認定証**」を申請して、病院に提示すれば、その月の医療費を自己負担限度額までにとどめる事ができます。

入院費が高額になると予想される患者様はぜひ申請をおすすめします。

## 1ヶ月の自己負担限度額

区分 (所得により異なります)	自己負担限度額
<b>区分ア</b> (標準報酬月額83万円以上の方)	252,600円+(総医療費-842,000円)×1%
<b>区分イ</b> (標準報酬月額53万~79万円の方)	167,400円+(総医療費-558,000円)×1%
<b>区分ウ</b> (標準報酬月額28万~50万円の方)	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%
<b>区分エ</b> (標準報酬月額26万円以下の方)	57,600円
<b>区分オ</b> (被保険者が市区町村民税の非課税者等)	35,400円

『**限度額適用認定証**』を提示すると、**病院で支払う自己負担額はどれだけ違う?**

(例) 窓口での1か月のお支払いが30万円で、上の表の**区分エ**の場合

**【Aさん】**  
「**限度額適用認定証**」を提示しない場合

自己負担額  
300,000円

**【Bさん】**  
「**限度額適用認定証**」を提示した場合

自己負担額  
57,600円



窓口で支払う自己負担額が  
**242,400円 軽減されます!**

申請場所	
国民健康保険	市役所の国民健康保険課、支所、サービスセンター
国民健康保険組合 (兵庫県建設国保組合、 全国建設工事国保組合等)	所属の支部、出張所
全国健康保険協会 (協会けんぽ)	都道府県支部の健保協会(原則、郵送にて申請)
企業の組合健康保険	所属の健康保険組合

**70歳以上の方は**、現在お持ちの保険証に既に自己負担限度額があるので申請は不要です。ただし**住民税非課税世帯の方は**申請により自己負担限度額が軽減されます。

詳しくは井野病院 事務員に  
お尋ねください。

